最終更新日：2020年7月9日
株式会社ネクストジェン
代表取締役 執行役員 社長 大西　新二
問合せ先：03-5793-3230
証券コード：3842
https://www.nextgen.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。当社におきましては、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実は重要な経営課題の一つであると認識しており、株主や投資家をはじめ取引先、従業員等さまざまなステークホルダーの期待に添うべく、経営の健全性と透明性をより向上させるためにコンプライアンスを重視した経営を実践することが、継続的に企業価値を高めていく上で必要であると考えております。
また、当社グループのガバナンス強化を目的として、当社経営会議の場において、子会社の業務執行に関する重要事項の報告・協議を行っております。このような監督・監査の機能の向上に努め、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社協和エクシオ	660,000	25.61
サクサ株式会社	550,000	21.34
日商エレクトロニクス株式会社	141,600	5.49
株式会社タカコム	78,000	3.02
大西新二	67,500	2.61
五味大輔	45,000	1.74
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	45,000	1.74
渡辺俊一	42,000	1.63
松井証券株式会社	41,100	1.59
クレディ・スイス証券株式会社	39,700	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2020年３月31日現在の状況です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三村　摂	公認会計士											
田中　達也	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三村　摂	○	○	―――	直接の会社経営の経験を有しているとともに、公認会計士としての専門知識・経験等を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。三村摂氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと考えております。

田中　達也	○	○	―――	直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を有しているとともに、他社において取締役の経験を有していることから、当社の経営に対して的確な監査を行っていただけると判断したためです。田中達也氏と当社の間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる可能性はないと考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、常勤監査等委員を選定していることから、現在では監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。ただし、監査等委員会の求めがあるときは、業務を補助すべき使用人を置くことができることを規定しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は、毎月行われる代表取締役社長、内部監査室の責任者との会合で、法令及び社内諸規則の遵守の状況並びに不正な行為の有無等に対して意見を述べ、相互に検討を行うことで監査・監督機能の強化に努めております。また同様に、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との連携を確保するために、定期的に三者による報告会を開催しており、2020年3月期においては4回実施いたしました。監査計画、監査実施状況等についての情報交換、意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

（内部監査）
　当社では、内部監査室（員数は1名）を設置しており、内部監査規程に基づき年間の監査スケジュールを策定し、各部署の業務についての内部監査を定期的に実施しております。監査結果は代表取締役社長、関係役員及び監査等委員に報告され、被監査部署にも必要に応じて改善事項の指摘及び指導を行っております。

（監査等委員会監査）
　監査等委員会による監査は、監査等委員3名（うち、社外取締役2名）が行っております。内部統制システムを活用した監査を実施するほか、取締役会への出席、各役員へのヒアリング、内部監査報告書や部門責任者からの報告書の徴求のほか、決裁書類等の精査や経営会議等への出席を通して、取締役の職務執行状況を監視し、法令や定款等の違反の恐れがある場合、取締役及び取締役会に対して必要な助言や勧告を行い、事態を未然に防ぐ役割を果たしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主と利益相反が生じる恐れがないこと、経歴や当社との関係を踏まえて当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを基本的な考え方としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブの付与は現時点では行っておりませんが、報酬総額は業績、事業の状況、利益への貢献度、今後の見通し等を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明 更新

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬の額に関する決定方針は、2016年6月23日開催の第15回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く3名。)の報酬限度額は年額200,000千円以内(うち社外取締役15,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役(3名)の報酬限度額は年額50,000千円以内、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く2名。)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額50,000千円以内と決議いただいております。
それぞれの限度額の範囲内において、取締役の報酬及び譲渡制限付株式報酬は取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。
当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 大西新二であり、取締役の報酬等は、株主総会の決議により決定された総額の限度額の範囲内で、業績、事業の状況、利益への貢献度、今後の見通し等を総合的に勘案して取締役会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて、社外取締役に対して、取締役会上程議案の重要事項について、事前に説明を行っております。
また、社外取締役の要望に応じて、必要な場合には、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行うよう定めております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

社外取締役を含む取締役会の構成による取締役相互の経営監視、監査等委員会による監査等委員以外の取締役のモニタリングや、社長直属の内部監査室の設置により、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化に努めるとともに、企業倫理向上及び法令遵守等のコンプライアンスの徹底を図っております。
コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

(取締役会)
取締役会は、原則として毎月1回、定時開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、子会社設立、出資・事業譲受等のM&A関係、単年度事業計画及び中長期事業計画、内部統制システムの整備、剰余金の処分等の重要な業務執行及び法定事項の意思決定をするとともに、業務の執行状況を監督しております。
取締役会の議長には取締役社長が就任し、2020年3月期に開催した全13回の取締役会に全取締役が出席いたしました。
当社は監査等委員会設置会社であります。
なお当社の取締役は、定款により取締役の員数を8名以内(うち、監査等委員である取締役は4名以内)と定めており、有価証券報告書提出日現在における員数は、監査等委員以外の取締役は4名、監査等委員である取締役は3名であります。当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員以外の取締役であります。
取締役の任期は、監査等委員以外の取締役については1年、監査等委員である取締役については2年としております。

(監査等委員会)
社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成し、監査等委員から互選された委員長が議長を務め、原則として毎月1回、定時開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
各監査等委員は、内部統制システムを活用した監査及び監督を実施するほか、監査等委員会が定めた方針等にしたがい、取締役等に必要な報告や調査を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の執行状況を確認しております。一方で、内部統制室、内部監査室、会計監査人等と連携し、経営に対する監査及び監督機能の強化を図り、経営状況のモニタリングを適宜行っております。
監査等委員である社外取締役2名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。
また、当社は2020年6月23日開催の第19回定時株主総会において、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、

補欠の監査等委員である取締役を選任しております。

(執行役員制度)
当社は意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会決議によって選任され、それぞれ一定分野の業務執行責任を負う体制となっております。執行役員の人数は8名(うち、取締役との兼務4名)となっております。

(会計監査人)
当社は会計監査人として東陽監査法人と監査契約を結び、会計に関する監査を公正かつ独立な立場から受けております。
当期において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。
・監査業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数
指定社員 業務執行社員 山田 嗣也(継続監査年数約2年)
指定社員 業務執行社員 松本 直也(継続監査年数約6年)
指定社員 業務執行社員 橋本 健太郎(継続監査年数約1年)
・監査業務に係る補助者
当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者1名、その他1名であります。

(会社の機関を補完するためのその他の体制)
取締役会を補完する目的で、経営会議を設置しております。経営会議は、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成され、業務執行における重要事項について審議及び検討を行っております。

(取締役候補者の指名及び報酬の決定)
取締役候補者の指名については、代表取締役の推薦をもとに取締役会で協議を行い、適切な人材であると判断したうえで、取締役会において取締役候補者の選任を決議しております。
取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。

(責任限定契約の内容の概要)
当社は監査等委員3名との間で、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにおいて、法定の招集通知発送日より約1週間早く、株主総会招集通知の掲載を開始しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、6月下旬に開催し、集中日を回避いたします。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後、機関投資家向け決算説明会を実施いたしますが、2020年3月期においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から決算説明会は中止いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに、決算情報、決算説明資料、その他株主総会関連資料等を随時掲載し、閲覧できるようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社管理本部経営企画部内に担当者を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切な会社情報の開示体制を構築し、ステークホルダーの方々に迅速、正確かつ公平な開示を行う方針であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ会社」という。）は、法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するために、取締役及び使用人の規範として「行動規範／役職員行動規範マニュアル」を制定し、周知徹底を図る。
② 取締役の職務執行については、原則として毎月1回開催する取締役会にて、取締役及び代表取締役社長がその職務執行状況について報告し、取締役会が法令、取締役会規程及び職務権限規程に従い監督する。
③ 監査等委員は、取締役会、監査等委員会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査する。
④ 社内コンプライアンス体制を徹底するため、代表取締役社長を議長とする社内組織から独立したコンプライアンス推進室を設置し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンス体制を整備、改善するとともに取締役及び使用人に対する教育を行う。
⑤ 当社の取締役及び使用人が法令違反の疑義がある行為を発見した場合に、コンプライアンス推進室に直接報告ができる内部通報制度を設置する。報告された内容についてはコンプライアンス推進室で審議され、重大性に応じて取締役会及び監査等委員会に報告されるとともに、コンプライアンス推進室が必要に応じ全社に周知することとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に従い、適切に保存･管理することとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
組織長より各組織の事業活動状況を月次で報告させ、そのうち重要な事項に関しては、内在するリスクについて把握し対策を講じるとともに経営会議及び取締役会に上程するものとし、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等の当社事業に係るリスクについての管理体制を構築する。
また、危機管理対策規程を定め、不測の事態等の経営危機が顕在化した場合は、同規程に従い代表取締役社長又は総務管掌取締役が危機対策本部を設置して迅速に対応し、当該危機を最小に止めるための管理体制を構築する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速な経営意思決定プロセスを図るため、取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
取締役会を補完し適切な業務執行を図るため、当社は、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、当社の業務執行における重要事項についての審議･検討及び当社グループのガバナンス強化を目的として当社グループ会社の業務執行に関する重要事項の報告･協議を行う。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループ会社全てに適用する「関係会社管理規程」を定め、企業活動の監視･監督を行う。当社グループ会社の一定の重要事項については、当社の事前承認または当社への報告を行う。内部監査部門は、定期的に当社グループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングする。
当社グループ会社は、コンプライアンス、経営体制又は財政状況等に係るリスクについての管理体制を整備し、関係会社管理規程に基づき、業務上のリスクについて当社への報告を義務付ける。また、リスクについては当社危機対策本部等において対応する。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会の要望に応じて、その補助業務及び運営事務を行うための使用人の配置、変更並びに増員等を行う。その人事に関しては、取締役会にて協議の上、決定することとする。

7．前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の補助使用人が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行う。また、補助使用人の人事考課及び異動等については、監査等委員会の同意をもって決定することとする。

8．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は、取締役会をはじめ社内の重要会議に出席し、取締役から職務執行状況に関する報告を受けるものとする。
取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告･協議することとする。
監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は代表取締役社長と定期的に、監査上における重要な課題等についての意見交換を行う。
監査等委員会が監査に必要と判断した社内の重要文書及びその他の資料、情報を入手、閲覧することができる体制を構築する。
監査等委員会は、当社の法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとする。
監査等委員会は、当社の内部監査部門及び会計監査人と定期的に、意見交換を行う機会を設ける。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループ会社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないことを基本方針とする。

所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と連携し、被害防止の体制整備を図ると共に、「行動規範/役職員行動規範マニュアル」に明文化して社内の周知徹底を行う。
また取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。
今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況についても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

1．適時開示の基本方針
当社では、株主及び投資家並びに当社に関係するあらゆるステークホルダーに対して適時に正確かつ公平な情報の開示を行う方針であります。
(1) 当社は、決定事実、発生事実、決算に関する重要な会社情報について公平かつ適時･適切に開示いたします。
(2) 当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める開示規則並びにその他の法令を遵守いたします。
(3) 当社は、情報開示においてインターネットを活用して当社への理解度を深めていただくとともに開示情報の透明性、公平性を高めることに努めます。

2．情報開示の手続きについて
当社では、内部監査規程、インサイダー取引防止規程、情報セキュリティ規程等の規程により情報収集から情報管理まで迅速な対応が取れる体制を整えております。
決定事実、発生事実に関する情報開示については、各部署の役職員から情報取扱責任者（管理本部経営企画部の管掌執行役員）へ情報を集約いたします。情報取扱責任者が開示基準及び関連法令等により適時開示が必要と判断する重要な事実が発生した場合には、取締役会もしくは経営会議での決議後、又は重要事象発生後に情報取扱責任者の承認を経て、情報開示担当部門である管理本部経営企画部より速やかに開示を行います。

